

**【基本方針3】
在宅生活の充実**

高齢者が要支援、要介護になることを予防するとともに、高齢者の生活状況に合わせて在宅での自立した生活ができるように在宅生活支援を充実していきます。

また、要介護状態になるおそれのある高齢者の把握に努め、運動器の機能向上や栄養改善などの介護予防事業や、高齢者のさまざまなニーズに幅広く対応した包括的なケアと総合相談支援の体制づくりに取り組めます。

**【基本方針4】
介護サービスの提供**

介護保険制度や地域密着サービスをはじめとする介護サービスの周知徹底を図るとともに、利用者のニーズに応じた新規事業者の参入促進と、サービスの適正な運営確保に努めます。

また、引き続き介護保険制度を円滑に推進していくために、制度の公平性・迅速性の確保、相談体制の充実、サービス提供体制の確保に努めます。

(単位:千円、%)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度(推計値)
居宅介護サービス	215,492	222,159	255,369
施設介護サービス	187,357	187,899	193,097
地域密着型サービス	27,174	35,036	38,161
予防サービス給付費	12,266	16,414	14,938
その他給付費	9,748	10,558	12,812
合計	452,037	472,066	514,377
伸び率(平成18年度比)		4.4%	13.8%

平成18・19年度は実績、平成20年度は推計値

**【基本方針5】
推進体制の確立**

高齢者の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援す

るため、地域包括支援センターの充実を努めるとともに、保健・福祉・介護に係る事業の進捗状況や評価を行い、公正かつ中立的な運営を図ります。
また、介護サービスの実績の推移を把握し、介護の適正化を推進します。

◆介護サービス利用量の現状

平成18年度から平成20年度までの介護サービス利用量の伸びは、全体で約13・8%の伸びとなっており、今後も増加が予想されます。(表2)

平成19年度の介護給付費のサービス別構成比を全国値と比較すると、町は、通所介護や介護療養型医療施設が高く、介護老人福祉施設と介護老人保健施設が低いという特徴があります。また、認知症対応型共同生活介護をはじめとする地域密着型サービスは、ほぼ同じ構成比になっています。(前ページ図3)

第4期(今回計画)の介護サービス利用量は、第3期(前回計画)の計画期間の実績の推移をもとに町内外のサービス基盤の実情を考慮して推計します。
また、介護保険料は、サービス利用量に応じて、収入などを

考慮して設定されます。

意見募集します

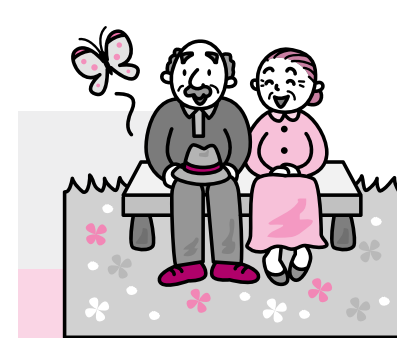
保健介護課の窓口で「開成町高齢者実態調査集計結果書」を閲覧できます。

計画策定に対するご意見・ご要望のあるかたは、保健介護課へ直接、FAX、電子メールなどによって、お気軽にお寄せください。

提出先

保健介護課
 ☎ 84-0320
 ☎ 85-3433
 ✉ kaigoka@town.kaisei.kanagawa.jp

※今回推計した数値は、今後の状況により変動する可能性があります。



**表彰
おめでとう
ございます**

遠藤 マツエさん
(上延沢)



平成20年12月18日(木)に神奈川県庁で、前開成町選挙管理委員会委員の遠藤マツエさんが、2期8年にわたる委員活動の功績を認められ、神奈川県選挙管理委員会から表彰されました。

平成21年4月から

パブリックコメント(住民意見公募) 手続を始めます

町民の皆さんが行政に参加できる手続のひとつとして、パブリックコメント(住民意見公募)手続があります。このたび町では、あじさいのまち開成自治基本条例に基づき、町民意見を行政に反映させる手続(パブリックコメント手続)について具体的に定めた条例を制定し、4月から実施します。

これまでもアンケートなどで町民の皆さんから意見を伺い、行政運営に反映させるよう努めてきましたが、4月からは、この条例に基づき、より一層皆さんの意見を町行政に反映させていただきます。

企画政策課 ☎ 84-0312



**パブリックコメント
手続の流れ**

1. 政策などの案・説明資料の公表

手続の対象は、次の①～③の制定、改正や廃止を行う場合です。
 ①町政の基本にかかわる条例、計画あるいは憲章
 ②町民生活または事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則
 ③町民に義務を課したり権利を制限したりする条例
 *緊急時や法令で手続が決めている場合などは、パブリックコメント手続を行わないことがあります。
 あわせて、意見を提出していただく期間(原則30日以上)および資料の入手方法を、町ホームページなどでお知らせします。



2. 意見の受付

意見を提出することができるかたは、町にお住まいのかた、町内にお勤めか町内の学校に通学されているかたと町内で活動されている法人または団体です。
 意見は、所定の様式(または準じた様式)で、担当課へ直接、郵送、FAX、電子メールにより提出していただきます。



3. 政策などの意思決定・結果の公表

町は、提出していただいた意見を考慮して政策などの意思決定を行います。その後、いただいた意見の概要、意見の政策などへの反映の有無と反映した場合の内容を公表します。